

# 押し付け商法（ネガティブ・オプション）対処法

注文もしていないのに書籍などの商品と振込用紙が届いて当惑した経験はありませんか？

このように業者が一方的に商品を送りつけてくる商法は、「ネガティブ・オプション」「押し付け商法」などと呼ばれています。業者からの商品送付は売買契約の「申込み」にあたりますが、消費者の「承諾」の意思表示が無ければ契約は成立しませんから、この状態では、消費者には代金の支払義務は生じません。

また、商品の返送義務はありませんが、購入しない限り商品の所有権は業者にあります。

しかし、これではいつまでたっても勝手に処分することができなくて困ります。そこでこのような商法に関して特定商取引法59条に「売買契約に基づかないで送られた商品」として商品の取り扱いについて規定があります。

- 注文や申込みをしていない場合、代金の支払義務はありません！
- 商品が送付された日から **14日間** または業者に商品の引取りを請求した日から **7日間** のいずれか早い方が経過した場合は、業者は引取請求権を失う為、期間経過後は商品を自由に処分してもいいです。
- 指定商品制ではなく、すべての商品が対象です。
- 商品を送って来ただけでなく、勝手に置いていかれた場合も対象となります。